

編集後記

仕事の関係で中国語に触れる機会があったことから興味を持ち、勉強を始めた。中国語は発音(四声)が難しく、同じ読み方でも発音が異なれば違う意味になってしまう。そのため、中国語の勉強の多くは発音から始まるが、これが難しく面白くない。当初の意気込みも出鼻からくじかれてしまう。しかし、発音は後回しにし、勉強を進めていくと中国語の面白さを感じるようになった。

当たり前と思うかもしれないが、中国語は漢字のみで表記され、原則、外来語といえども漢字に置き換えられる。しかし、外来語を中国語に取り入れることは簡単ではない。日本の企業名称やブランドのうち、英語表記やカタカナ表記のものを中国語に変換する場合には同様の問題が生じる。中国で商標権を取得し、自社商品の信頼性を担保するなら尚更だ。

外来語を中国語に変換する方法には、①発音と同じ漢字を使う方法、②意味に基づいた漢字を使う方法の2通りがある。

【発音と同じ漢字を使う方法】

例えば、マラソンは中国語では「馬拉松 (Ma La Song)」となる。「拉」という漢字は「拉麵」でも使われるように引っ張るという意味を持つので、中国語では「馬が松を引っ張る」と表記され、どことなく「馬そり」のようなのんびりした印象を持つ。なお、2020年東京オリンピックの新種目であるスケートボードは「滑板」と表記される。スキーは「滑雪」(雪を滑る)、スケートは「滑冰」(氷を滑る)なので、「滑板」はスノーボードじゃないかと誤解するが、スノーボードは「单板滑雪」である。スキーと似ているが、板が1つなので「单板滑雪」なのだろう。なお、氏名は、新華社通信から刊行されている英語姓名翻訳手帳に基づいた表記に統一される。

【意味に基づいた漢字を使う方法】

例えば、東京スカイツリーは中国語で「東京晴空塔」と言われている。東京タワーの中国語が「東京塔」なので、これに倣ったのだろうと思うが、「ツリー」はどこへ行ったのだと突っ込みたくなる。オリンピック種目でいえば、競泳のバタフライは「蝶式」であり、平泳ぎは「蛙式」であることは容易に想像がつく。他方、「冰壺」は何だろうと調べたところ、「カーリング」であった。リンク

の上を滑らせるストーンが壺のように見えるからだろうか。また、コンビニエンス・ストアは「方便店」となる。即席カップ麺は「方便面」なので、どちらも便利というニュアンスが出ている。

特許用語はどうだろうか。

日本では知的財産基本法第2条において、「知的財産」及び「知的財産権」を区別して規定するが、中国では「知識産権」という用語のみが使われている。「権」という文字が使われているので、日本の「知的財産権」に相当すると考える人もいるが、2017年10月1日施行の民法総則第123条において、知識産権とは「著作物、発明、実用新案、意匠、商標、地理的表示、営業秘密、集積回路設計図、植物新品種、法律が規定するその他の客体」における専用権であると規定されている。どちらかといえば、日本語の「知的財産」に近い用語といえる。

日本の特許法・実用新案法・意匠法は、中国では専利法という一つの法律にまとめられている。「専利」という用語は、その特質である排他的独占権という観点から用いられた用語だろう。日本の審査基準に相当する文書は「専利審査指南」であるが、なにやら剣術の技法が伝授されるような印象を受けてしまう。この専利審査指南には「計算機程序」(コンピュータ・プログラムのこと)の取り扱いが規定されている。ちなみに、コンピュータ・ソフトウェアは「計算機軟件」と表記される。「ソフト」+「ウェア」なので「軟」+「件」となる。当然に「ハードウェア」は「硬件」である。

それならば、中国語で「特許」はどのような場合に使われるのだろうか。中国の街中で「特許商品」という表示を見かけるが、これは特別の許可が与えられた商品という意味を持つ。例えば、「奧運会」はオリンピックという意味であり、「奧運会特許商品」と表示された商品は、オリンピック組織委員会からロゴマーク等の使用を公式に認められたライセンス商品である。また、フランチャイズ経営は「特許経営」と表記される。ビジネスモデル特許のような印象もあるが、中国語では「商業模式專利」がビジネスモデル特許のことである。なお、特許審査ハイウェイはそのまま直訳され、「専利審査高速路」と表記される。

最近では人工知能(AI)やIoTといった用語も特許に関連して耳にする。「人工知能(AI)」は中

国語でも「人工知能」であり、中国国務院より「新世代人工知能発展計画」が2017年7月8日に公表された。この計画では、2030年に中国の人工知能の理論・技術・応用や人工知能産業における競争力は世界トップレベルになり、人工知能産業規模は1兆人民元を超え、関連産業規模は10兆人民元を超えることを目指している。ただし、人工知能といえども言論統制の対象になるようだ。また、「IoT」は「物のインターネット」であるから「物連網」と表記される。インターネットが「互連網」と表記されていたところ、その後「物のインターネット」という用語が現れたので、このような表記になっている。なお、インターネットは、「英特網 (Ying Te Wang) や「因特網 (Yin Te Wang)」のように、発音が同じ漢字を使う表記も過去には見られた。「スマート○○」という用語もよく聞くが、中国語では「知能○○」と表記される。

「著作権」は中国でもそのまま通用するが、所管する組織は国家版權局である。マンガは中国語でも「漫画」であり、アニメーションは動く漫画であるから「動漫」と表記される。また、日本語の「オタク」に相当する中国語は「宅男」又は「宅女」である。日本語の「オタク」は一つのことと極端に熱中する若者を指す用語であるが、中国では自宅にこもってパソコンゲームに没頭している者を呼ぶことが多い。

ここまで中国語における外来語表記や特許関連用語を見てきた。日本人は漢字を使っているだけに、日本語と中国語における表記の違いに面白さを見いだすことができる。使われ出して間もない外来語の中国語表記を見ると、中国人の創造力に感心することが多い。中国を訪問する機会があれば、是非、看板や商品名を見てほしい。

なお、中国語は漢字のみで表記され、原則、外来語といえども漢字に置き換えられると述べたが、ROM, DVD 及び DNA 等の略字はそのまま英語表記として使われている。また、中国語は簡体字を用いるが、わかりやすさのため、ここでは簡体字に対応した日本語漢字を用いて表記した。(T.T)



本誌のご感想、掲載記事やバックナンバー等に関するお問い合わせは、独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室 (FAX: 03-3595-2792, E-mail: PA9305@inpit.go.jp) まで。

本誌 (第 39 号以降) の内容は、工業所有権情報・研修館の Web サイト (<http://www.inpit.go.jp/jinzai/study/index.html>) でも閲覧可能である。

特許研究 PATENT STUDIES No. 64 (September 2017) ©

平成 29 年 9 月 29 日発行

編集・発行 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号

電話: 03-3581-5092 FAX: 03-3595-2792



HP (<http://www.inpit.go.jp/index.html>)

印刷所 株式会社 まこと印刷

※落丁・乱丁本はお取り替え致します。